

令和 4 年度中讃広域行政事務組合人事行政の運営等の状況について

地方公務員法（昭和 25 年法律第 261 号）第 58 条の 2 及び中讃広域行政事務組合人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成 18 年条例第 5 号）第 2 条の規定に基づき、令和 4 年度の中讃広域行政事務組合の人事行政の運営等の状況の概要を公表します。

令和 5 年 12 月 27 日

中讃広域行政事務組合
管理者 松永 恭二

I 職員の任免及び職員数に関すること

職員の任用は、受験成績、人事評価又はその他の能力の実証に基づいて行われます（地方公務員法第 15 条）。また、この成績主義の原則に基づき、職員の採用は公開平等の競争試験あるいは選考により実施しています。

1 職員の任免

(1) 職員の任免状況（令和 4 年度、単位：人）

採用	退職		
	定年	勸奨	自己都合 その他
6(3)人	2人	0人	5(3)人

(注) () 内は構成団体からの派遣職員の異動による内数。

(2) 採用試験の実施状況（令和 4 年度）

種類	職種等	内容	備考
競争試験	行政事務（大学卒）	1 次試験 筆記試験・適性検査 2 次試験 口述試験 3 次試験 口述試験	
選考	再任用職員 会計年度任用職員	口述試験	

(注) 競争試験とは特定の職に就けるため不特定多数の者の競争によって選抜を行う方法をいい、選考とは特定の者が特定の職につく適格性を有するかどうかを確認する方法をいう。

(3) 採用者数（令和 4 年度、単位：人）

試験の種類	職種等	申込者数	採用者数
競争試験	行政事務（大学卒）	31	1
選考	再任用職員	1	1
	会計年度任用職員	16	8

2 職員数

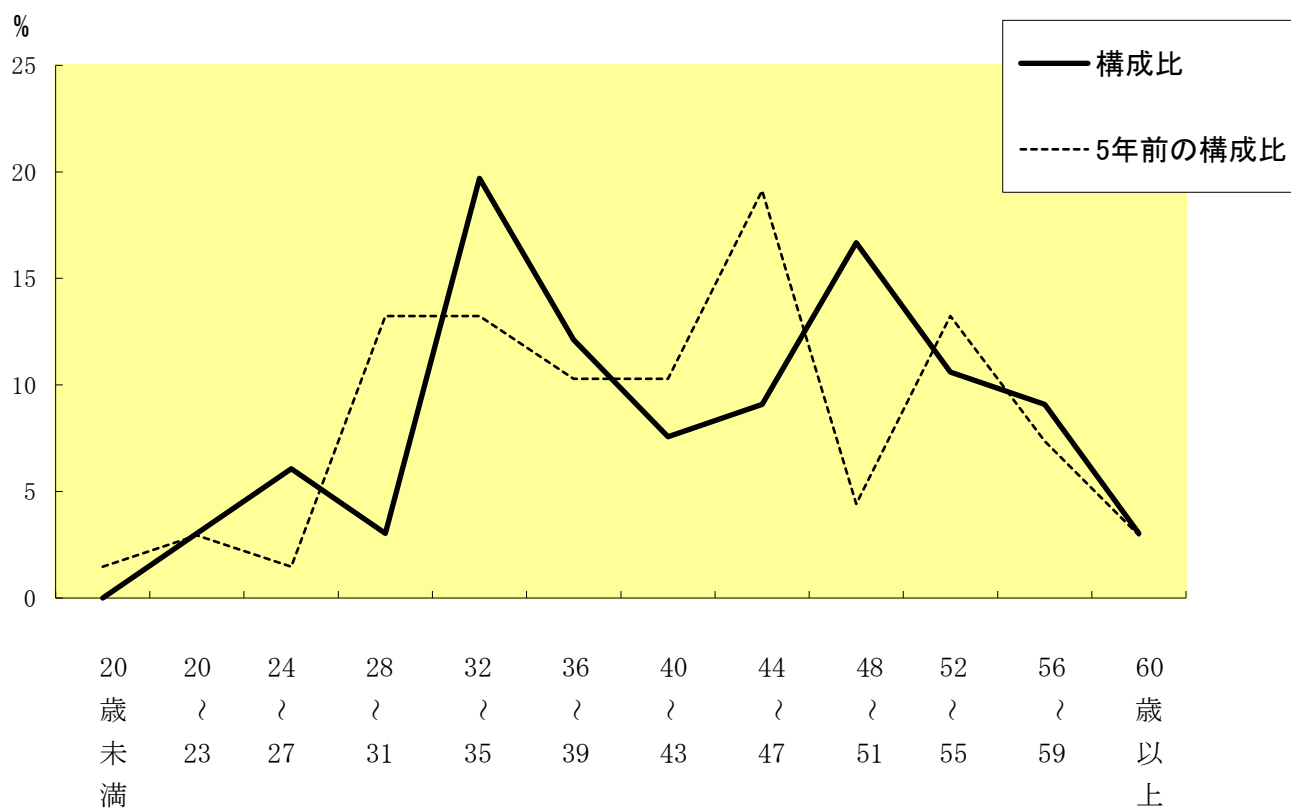
(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由（各年4月1日現在、単位：人）

区 分 部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		令和3年	令和4年		
一 般 行 政	総務企画等	25人	26人	1人	人事異動による
	税 務	11人	12人	1人	
	民 生	4人	5人	1人	
	衛 生	23人	23人	0人	
	計	63人 (85人)	66人 (85人)	3人 (0人)	

(注) 1 職員数は各年における定員管理調査において報告した一般職に属する職員数である。

2 () 内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和4年4月1日現在）



区分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数(人)	0	2	4	2	13	8	5	6	11	7	6	2	66

(3)職員数の推移（各年4月1日現在、単位：人・％）

年 度 部門別	平成 29年	平成 30年	平成 31年	令和 2年	令和 3年	令和 4年	過去5年間 の増減数（率）
一般行政	68	68	66	63	63	66	△2（2.95％）
総合計	68	68	66	63	63	66	△2（2.95％）

（注） 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

Ⅱ 職員の人事評価に関すること

人事評価とは、任用、給与、分限その他の人事管理の基礎とするために、職員がその職務を遂行するに当たり発揮した能力及び挙げた業績を把握した上で行われる勤務成績の評価であり、任命権者は、職員の執務について定期的に人事評価を行い、その結果に応じた措置を講じなければなりません（地方公務員法第6条第1項、第23条の2第1項、第23条の3）。

(1) 人事評価制度の概要

評価の目的	職員がその職務を遂行するに当って発揮した能力及び挙げた成果に基づく勤務成績の評価を行い、その結果を人事管理の基礎として活用するもの。				
評価方法	能力評価及び業績評価				
評価者	(被評価者)	(一次評価者)	(二次評価者)	(確認者)	(決定者)
	事務局長	管理者	—	—	管理者
	課長、所長 (事務局所管の施設)	事務局長			
	主幹	所属長	事務局長	—	管理者
	室長、課長 補佐、所長 (施設管理課所管の施設)、副所長、	所属長			
	副主幹	補佐級	所属長	事務局長	管理者
	係長、主査	補佐級	所属長（室及び施設にあつては室長等）		
	主事、技師	補佐級			
対象職員	全職員				

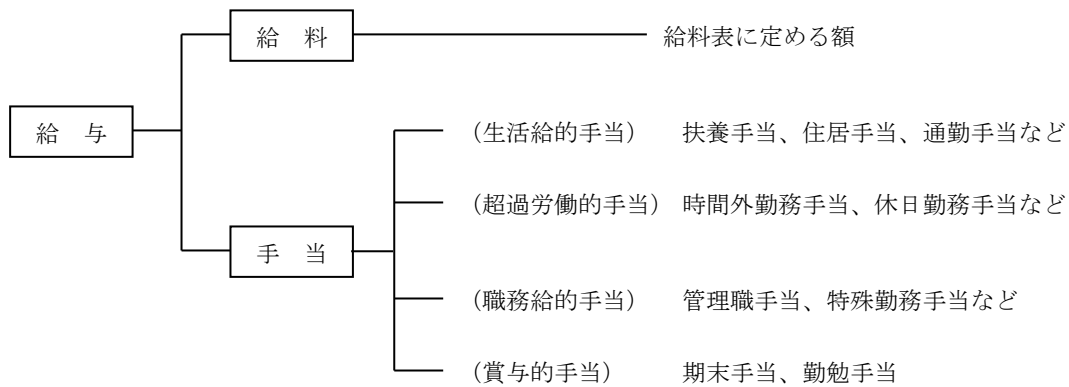
(2) 人事評価結果の活用

人事評価結果は、昇任・昇格や人事異動の参考とし、勤勉手当の成績率に反映します。

Ⅲ 職員の給与に関すること

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の給与は、生計費並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して条例で定められており、その内容はその職務と責任に応ずるものでなければなりません（地方公務員法第24条第1項、第2項、第5項）。

（参考）職員の給与体系



1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区分	住民基本台帳人口 (令和4年度末)	歳出額 A	実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 令和3年度の 人件費率
令和 4年度	人 189,649	千円 3,256,591	千円 63,200	千円 524,339	% 16.1	% 17.3

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
令和 4年度	人 66	千円 239,955	千円 40,122	千円 91,963	千円 372,040	千円 5,637

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数は、地方公務員給与実態調査にて報告した普通会計関係に属する令和4年4月1日現在の総数であり、任期付短時間勤務職員（再任用職員（短時間勤務））、会計年度任用職員を含んでいない。

(3) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均 2% の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

① 給料表の見直し [実施]

(給料表の改定実施時期) 平成 27 年 4 月 1 日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直しを踏まえ、平均 2.2% 引下げ。激変緩和のため、経過措置(現給保障)を実施。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況(令和 4 年 4 月 1 日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
中讃広域行政事務組合	42.8歳	314,600円	367,007円	343,328円
香川県	43.2歳	324,074円	423,449円	356,945円
国	42.7歳	323,711円	—	405,049円

② 技能労務職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
中讃広域行政事務組合 (清掃職員)	47.9歳	318,200円	367,773円	332,855円
香川県	53.9歳	318,186円	341,496円	335,362円
国	51.1歳	286,570円	—	328,416円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和 4 年 4 月 1 日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額(国比較ベース)」は、比較のため、国家公務員と同じベース(=時間外勤務手当、特殊勤務手当等を除いたもの)で算出している。

(2) 職員の初任給の状況(令和 4 年 4 月 1 日現在)

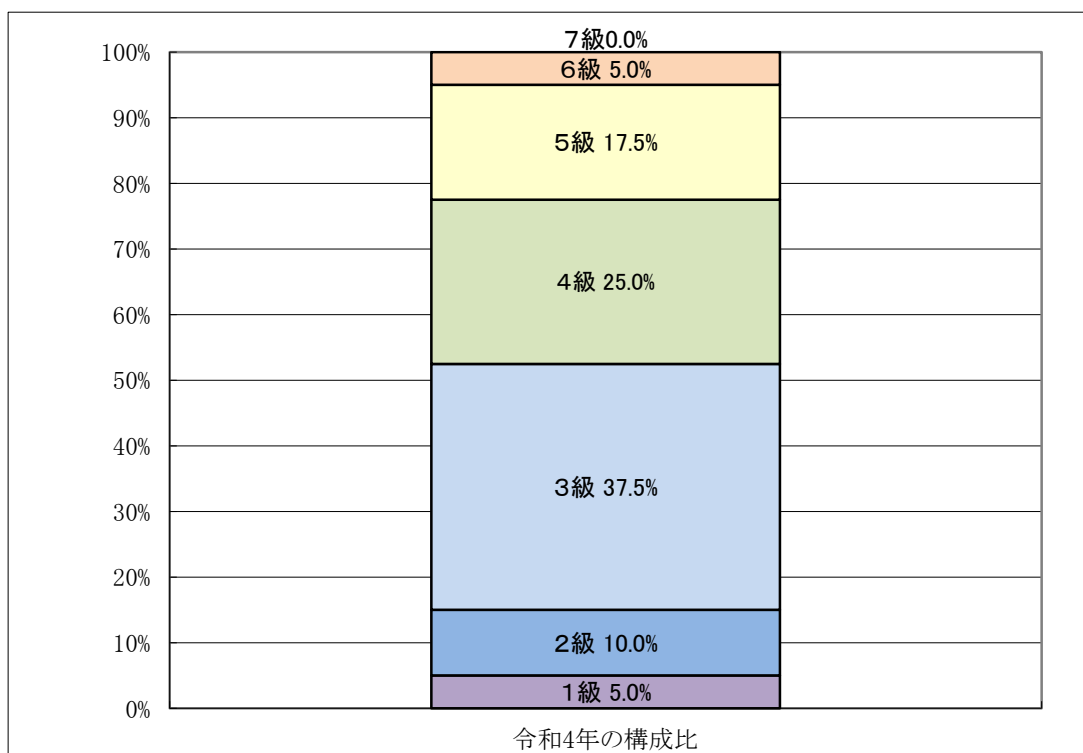
区 分		中讃広域行政事務組合	香 川 県	国
一般行政職	大学卒	191,700円	191,700円	185,200円
	高校卒	158,900円	158,900円	154,600円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和4年4月1日現在）

区分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の給料月額	最高号給の給料月額
1級	主事、技師	2人	5.0%	150,100円	247,600円
2級	主事、技師	4人	10.0%	198,500円	304,200円
3級	係長、主査等	15人	37.5%	234,400円	350,000円
4級	課長補佐、副主幹等	10人	25.0%	266,000円	393,800円
5級	課長、主幹等	7人	17.5%	290,700円	397,000円
6級	事務局長、課長	2人	5.0%	319,200円	415,200円
7級	事務局長	0人	0%	362,900円	450,100円

- (注) 1 中讃広域行政事務組合の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。
 3 構成団体からの派遣職員を除く。



(2) 昇給への人事評価の活用状況

令和4年4月2日から令和5年4月1日 までにおける運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している				
活用している昇給区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分	昇給可能な 区分	昇給実績が ある区分
上位、標準、下位の区分				
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）	/		/	
ロ. 人事評価を活用していない	○		○	
活用予定時期	未定		未定	

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

中讃広域行政事務組合	香 川 県	国
1人当たり平均支給額 (令和4年度) 1,393千円	1人当たり平均支給額 (令和4年度) 1,666千円	—
(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.0 月分 (1.35)月分 (0.95)月分 (※2.40)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.0 月分 (1.35)月分 (0.95)月分	(令和4年度支給割合) 期末手当 2.40 月分 勤勉手当 2.0 月分 (1.35)月分 (0.95)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 ・役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等 による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

(注) 1 ()内は、再任用職員に係る支給割合である。

2 (※)内は、フルタイム(パートタイム)会計年度任用職員の支給割合であり、上記1人当たり平均支給額の算定には含まれていない。

○勤勉手当への人事評価の活用状況(一般行政職)

令和4年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ(一律)		○		○
ロ. 人事評価を活用していない				

(2)退職手当（令和4年4月1日現在）

中讃広域行政事務組合				国			
(支給率)	自己都合	勸奨・定年		(支給率)	自己都合	応募認定・定年	
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分		勤続20年	19.6695月分	24.586875月分	
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分		勤続25年	28.0395月分	33.27075月分	
勤続35年	39.7575月分	47.709月分		勤続35年	39.7575月分	47.709月分	
最高限度	47.709月分	47.709月分		最高限度	47.709月分	47.709月分	
その他の加算措置				その他の加算措置			
・定年前早期退職特例措置 (2～20%加算)				・定年前早期退職特例措置 (2～45%加算)			
1人当たり平均支給額 16,638千円							

(注) 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和4年度に退職した職員に支給された平均額である。

(3)特殊勤務手当（令和4年4月1日現在）

支給実績（令和4年度決算）		2,781千円		
支給職員1人当たり平均支給年額（令和4年度）		116千円		
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和4年度）		36.3%		
手当の種類（手当数）		3		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	支給単価
徴収手当	税務職	税の徴収業務に従事したとき	456千円	月額5,000円
廃棄物等処理手当	清掃職員	廃棄物の最終処分場及び焼却施設又はし尿処理施設に勤務する職員が直接関係作業に従事したとき	2,290千円	日額 800円
		上の職員が焼却炉内又は汚泥貯留槽内等において著しく不快と認められる作業に従事したとき	0千円	日額 800円
技術管理手当	清掃職員	廃棄物処理施設の技術管理者として、施設を維持管理する他の職員の監督業務に従事したとき	35千円	月額3,000円

(4)時間外勤務手当

支給実績（令和4年度決算）	7,991千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	145千円
支給実績（令和3年度決算）	12,111千円
職員1人当たり平均支給年額（令和3年度決算）	224千円

(注) 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（令和4年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

(5) その他の手当 (令和4年4月1日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和4年度決算)	支給職員1人 当たり平均支給 年額 (令和4年度 決算)
扶養手当	【扶養親族のある職員に対して支給】 配偶者6,500円 子10,000円等	同	—	6,598千円	212,839円
住居手当	【居住するための住宅を借り受けている者】 最高支給限度額 27,000円	異	支給金額	4,575千円	285,938円
通勤手当	【交通機関利用者】 運賃等相当額 【自動車等の使用者】 使用距離区分に応じ支給	異	支給金額	4,788千円	74,813円
管理職手当	【管理監督の地位にある者】	異	支給金額	7,737千円	703,364円
休日勤務手当	【祝日法による休日に勤務した場合】 1時間当たりの給与額の100分の135	同	—	2,277千円	71,156円
夜間勤務手当	【正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時まで勤務した場合】 1時間当たりの給与額の100分の25	同	—	0千円	0円

5 特別職の報酬等の状況 (令和4年4月1日現在)

区 分		報酬額等 (年額)
報 酬	議 長	80,000円
	副 議 長	75,000円
	議 員	70,000円
	管 理 者	80,000円
	副 管 理 者	75,000円

IV 職員の勤務時間その他の勤務条件に関すること

職員（技能労務職員及び企業職員を除く。）の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないよう考慮して条例で定められています（地方公務員法第 24 条第 4 項、第 5 項）。

1 勤務時間（令和 4 年 4 月 1 日現在）

区分	時間等
開始時刻	8 時 30 分
終了時刻	17 時 15 分
休憩時間	1 時間
週休日	土曜日、日曜日
1 週間の 正規の勤務時間	38 時間 45 分

(注) 1 休憩時間は、正規の勤務時間に含まれない。（地方公務員の場合は、労働基準法第 34 条の規定により労働時間が 6 時間を超える場合に少なくとも 45 分の休憩時間を与えなければならないこととなっている。）

2 職場等により、上記と異なる場合があります。

2 その他の勤務条件

(1) 休暇（令和 4 年 4 月 1 日現在）

休暇の種類		事由	期間	給料
年次有給休暇（※）		一の年ごとにおける休暇	年 20 日	有給
病 気 休 暇（※）		負傷又は疾病のため療養する必要がある場合	公務上の傷病の場合 やむを得ないと認められる必要最小限度の期間 私傷病の場合 90 日	有給
特別 休 暇	選挙権等の行使（※）	選挙権その他公民としての権利を行使する場合	必要と認められる期間	有給
	証人・参考人等（※）	裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会等官署へ出頭する場合	必要と認められる期間	有給
	骨髄移植（※）	骨髄液提供のため必要な検査、入院等	必要と認められる期間	有給
	結婚休暇（※）	結婚する場合	7 日以内	有給
	保健指導・健康診査の受診（※）	妊娠中・出産後 1 年以内の女性職員が保健指導・健康診査を受ける場合	必要と認められる期間	有給
	妊婦の通勤混雑緩和（※）	妊娠中の職員で交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	勤務時間の始め又は終わりにつき 1 日を通じて 1 時間を超えない期間	有給
	産前休暇（※）	8 週間以内に出産する予定である場合	出産の日までの申し出た期間	有給
	産後休暇（※）	女子職員が出産した場合	出産の日の翌日から 8 週間を経過する日までの期間	有給
育児時間（※）	生後 3 年に達しない子を育てる職員が、その生児の保育のために必要と認められる場合	1 日 2 回それぞれ 30 分以内の期間	有給	

休暇の種類	事由	期間	給料
生理休暇（※）	生理日において勤務することが著しく困難な場合	2日を越えない範囲内で必要と認められる期間	有給
出産補助休暇	職員が妻の出産に伴い勤務しないことが相当である場合	2日以内	有給
男性職員の育児参加休暇のための休暇	職員の妻の産前6週、産後8週の期間中に出産に係る子又は小学校就学の始期に達するまでの子の養育のため勤務しないことが相当である場合	5日の範囲内の期間	有給
子の看護のための休暇（※）	中学校終了前の子を養育する職員が、その子の看護する場合	一の年において5日以内 2人以上の場合は10日	有給
短期介護休暇（※）	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	一の年において5日以内 2人以上の場合は10日	有給
忌引休暇（※）	規則で定める親族が死亡した場合	親族に応じ1日～7日	有給
追悼のための休暇	父母の追悼のための特別な行事のため勤務しないことが相当であると認められる場合	2日の範囲内の期間	有給
夏季休暇（※）	盆等の諸行事、心身の健康の維持及び増進又は家庭生活の充実のため勤務しないことが相当であると認められる場合	7月から9月までの連続する3日の範囲内の期間	有給
災害等による休暇(1)（※）	地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	7日の範囲内の期間	有給
災害等による休暇(2)（※）	地震、水害、火災その他の災害又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	必要と認められる期間	有給
災害等による休暇(3)（※）	地震、水害、火災その他の災害時において、職員が通勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	必要と認められる期間	有給
介護休暇（※）	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をする場合	一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内	無給
介護時間（※）	配偶者、父母、子、配偶者の父母その他の者で負傷、疾病又は老齢により、2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障があるものの介護をするために1日の勤務時間の一部を勤務しないこ	一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間内において1日につき2時間を超えない範囲内	無給

休暇の種類	事 由	期 間	給料
	とが相当であると認められる場合		

(注) 上記(※)については、会計年度任用職員が対象となる休業制度である。ただし、休暇の期間、給料について異なる場合がある。

V 職員の休業に関すること

休業制度（令和4年4月1日現在）

種 類	事 由	期 間	給料
育 児 休 業 (※)	3 歳に満たない子を養育する職員	子が 3 歳に達する日までのうち職員が希望する期間	無給
部 分 休 業 (※)	小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員	1日を通じて2時間を超えない範囲内で、職員の託児の態様、通勤の状況等から必要とされる時間	無給

(注) 上記(※)については、会計年度任用職員が対象となる休業制度である。ただし、休暇の期間、給料について異なる場合がある。

VI 職員の分限及び懲戒処分に関すること

分限処分とは、公務能率の維持を目的に職員に対してなされる処分であり、制裁的意味合いはありません。任命権者が職員をその意に反して降任し、又は免職することのできるのは、①勤務実績がよくない場合、②心身の故障のため職務遂行に支障があり、又はこれに堪えない場合、③その他その職に必要な適格性を欠く場合等であり、また、休職にすることができるのは、①心身の故障のため、長期の休養を要する場合、②刑事事件に関し起訴された場合等とされています（地方公務員法第28条）。

一方、懲戒処分とは、公務員としてふさわしくない非行がある場合に、職員の一定の義務違反に対する道義的責任を問い、公務における規律と秩序を維持することを目的とする制裁的処分です。任命権者は、職員が、①地方公務員法又はこれに基づく条例若しくは規則等に違反した場合、②職務上の義務に違反し、又は職務を怠った場合、③全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合のいずれか1つに該当するときは、懲戒処分として免職、停職、減給又は戒告の処分をすることができるとされています（同法第29条）。

1 分限処分の状況（令和4年度）

内 容	人 数	処 分 事 由
休職	1人	心身の故障のため

2 懲戒処分の状況（令和4年度）

該当なし

VII 職員の服務に関すること

すべての職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければなりません（地方公務員法第30条）。

このサービスの根本原則を具体的に実現するため、職員には、法令等及び上司の職務上の命令に従う義務、信用失墜行為の禁止、職務上知り得た秘密を守る義務、職務に専念する義務、政治的行為の制限、争議行為等の禁止、営利企業等の従事制限などさまざまな制約が課されています（同法第32条～38条）。

営利企業等従事許可の状況（令和4年度）

内容	件数
商業、工業又は金融業その他営利を目的とする私企業を営むことを目的とする会社その他の団体の役員等の地位を兼ねることの許可	0件
自ら営利企業を営むことの許可	0件
報酬を得て事業又は事務に従事することの許可	0件

VIII 職員の研修に関すること

職員には、公務能率の発揮及び増進のために、研修を受ける機会が与えられなければならないが、地方公共団体は、研修の目標、研修に関する計画の指針となるべき事項その他研修に関する基本的な方針を定めることとされています（地方公務員法第39条）。

職員の研修（令和4年度）

区分	派遣先・実施機関等	対象者	修了者数	
一般研修	初任者研修	香川縣市町村振興協会	採用1年目	3人
	係長級（主査等）研修	香川縣市町村振興協会	主査	2人
	係長級（監督者）研修	香川縣市町村振興協会	係長	2人
	課長補佐級研修	香川縣市町村振興協会	課長補佐級	5人
	課長級研修	香川縣市町村振興協会	課長級	2人
特別研修	プレゼンテーションスキルアップ講座	香川縣市町村振興協会	一般職員	1人
	コンプライアンス研修	香川縣市町村振興協会	一般職員	1人
	パソコンスキルアップ講座	香川縣市町村振興協会	一般職員	1人
	法学入門講座	香川縣市町村振興協会	一般職員	2人
	ナレッジマネジメント講座	香川縣市町村振興協会	一般職員	1人
	法令・条例の読み方講座	香川縣市町村振興協会	一般職員	1人
	リーダーシップ開発講座	香川縣市町村振興協会	一般職員	1人
	整理力向上講座	香川縣市町村振興協会	一般職員	1人
	ハーバード流交渉術講座	香川縣市町村振興協会	一般職員	1人
	レジリエンス（復元力）講座	香川縣市町村振興協会	一般職員	2人
	クレーム対応講座	香川縣市町村振興協会	一般職員	2人
	ヘビー・クレーム対応講座	香川縣市町村振興協会	一般職員	2人
	例規立案検索システム操作研修	中讃広域行政事務組合	一般職員	18人
	人権・同和教育職員研修	中讃広域行政事務組合	一般職員	71人
健康管理者研修	香川縣市町村職員共済組合	一般職員	1人	

	eラーニングによる情報連携に向けた研修	総務省大臣官房個人番号企画室	一般職員	2人
委託研修	廃棄物の処理とリサイクルの推進	市町村アカデミー	一般職員	1人
	市町村税徴収事務	市町村アカデミー	一般職員	2人
	衛生推進者養成講習	一般財団法人 香川労働基準協会	一般職員	1人
	安全衛生推進者養成講習	一般財団法人 香川労働基準協会	一般職員	1人

Ⅸ 職員の福祉及び利益の保護に関すること

1 福利厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復その他厚生に関する事項について計画を樹立し、実施しなければなりません（地方公務員法第42条）。

また、共済制度は、職員又はその被扶養者の事故（病気、負傷、出産、死亡、災害等）に関して、適切な給付を行うための相互救済を目的とする制度であり（同法第43条第1項）、具体的には地方公務員等共済組合法によって香川縣市町村職員共済組合が制度を運用、実施しています。

この他、職員は（一財）香川縣市町村職員互助会、中讃広域行政事務組合職員互助会（睦会）に加入しています。

福利厚生の状況（令和4年4月1日現在）

区分	内容
職員の保健等に関すること	<ul style="list-style-type: none"> ○職員健康診断 令和4年度 決算額 600千円 <ul style="list-style-type: none"> ・定期健康診断 令和4年度受診者数 28人 ・VDT検診 令和4年度受診者数 15人 ・胃がん検診 令和4年度受診者数 3人 ・子宮頸がん検診 令和4年度受診者数 0人 ・乳がん検診 令和4年度受診者数 0人 ・短期人間ドック 令和4年度受診者数 40人 ・ストレスチェック 令和4年度受診者数 43人 <p>（一部会計年度任用職員を含む）</p>
香川縣市町村職員共済組合	<ul style="list-style-type: none"> ○短期給付 公務外の病気やケガの治療、出産、死亡、休業、災害時の給付 ○長期給付 退職共済年金、障害共済年金・一時金、遺族共済年金 ○福祉事業 保健事業（健康診断助成、保養宿泊施設利用助成など）、宿泊事業（共済組合直営施設の利用助成）、貯金事業（普通貯金の受入れ）、貸付事業（普通貸付、住宅貸付、災害貸付、医療貸付、入学・修学貸付など）

区分	内容
中讃広域行政事務組合職員互助会（睦会）	○会員掛金 600 円/月 ○福利厚生事業 スポーツ大会、研修会など ○給付事業 出産祝金給付、婚姻給付など (一部会計年度任用職員を含む)
香川縣市町村職員互助会	○会員掛金 1,000 円/月 ○当組合負担金 令和 4 年度決算額 845 千円 一人あたり 1,000 円/月 ○公費負担率 50% ○補助金対象事業 人間ドック助成など ○掛金のみで実施する事業 給付事業（入学祝金、死亡一時金など）

2 公務災害補償

地方公共団体は、職員が公務上又は通勤途上で負傷、疾病、死亡等の災害を受けた場合は、その者又はその者の遺族若しくは被扶養者に対し、損害を補償する義務を負います（地方公務員法第 45 条第 1 項）。具体的には地方公務員災害補償法に基づき、専門的機関として設置された地方公務員災害補償基金によって補償事務が行われています。

公務災害等の認定状況（令和 4 年度）

公務災害	通勤災害	計
0 件	1 件	1 件

X 公平委員会の業務に関すること

職員は、公平委員会に対して、給与、勤務時間その他の勤務条件に関し、適当な措置が執られるよう要求することや（地方公務員法第 46 条）、懲戒その他意に反する不利益な処分を受けたと思うときは審査請求をすることができます（同法第 49 条の 2 第 1 項）。

公平委員会とは、長から独立した合議制の専門的人事行政機関として置かれるもので、これらの要求や処分が適当であるかを審査し、必要な場合は勧告や指示をすることができます。

（ なお、当組合では地方公務員法第 7 条第 4 項に基づき、この公平委員会に係る事務処理を香川県人事委員会に委託しています。 ）

(1) 勤務条件に関する措置の要求の状況

要求の内容	令和 3 年度末 継続件数	令和 4 年度内 要求件数	令和 4 年度内 処理件数	令和 4 年度末 継続件数
給 与	0 件	0 件	0 件	0 件
旅 費	0 件	0 件	0 件	0 件
勤務時間	0 件	0 件	0 件	0 件
休 暇	0 件	0 件	0 件	0 件
そ の 他	0 件	0 件	0 件	0 件

計	0件	0件	0件	0件
---	----	----	----	----

(2) 不利益処分に関する審査請求の状況

請求の内容		令和3年度末 継続件数	令和4年度内 要求件数	令和4年度内 処理件数	令和4年度末 継続件数
分 限 処 分	降 給	0件	0件	0件	0件
	降 任	0件	0件	0件	0件
	休 職	0件	0件	0件	0件
	免 職	0件	0件	0件	0件
懲 戒 処 分	戒 告	0件	0件	0件	0件
	減 給	0件	0件	0件	0件
	停 職	0件	0件	0件	0件
	免 職	0件	0件	0件	0件
そ の 他		0件	0件	0件	0件
計		0件	0件	0件	0件